



平成 30 年 5 月 11 日

各 位

住 所 兵庫県姫路市豊沢町 79 番地
会 社 名 WDBホールディングス株式会社
代 表 者 の 代 表 取 締 役 社 長 中 野 敏 光
役 職 氏 名
(コード番号 : 2475 東証第一部)
問 い 合 せ 先 専 務 取 締 役 大 塚 美 樹
電 話 番 号 079-287-0111

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更の件を平成 30 年 6 月 21 日開催予定の第 33 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

本日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、当社は、コーポレート・ガバナンスの充実の観点から、取締役会の監督機能を一層強化するとともに、監督と業務執行を分離し迅速な意思決定を行うことにより、さらなる企業価値向上を図るために監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する条文の新設、ならびに監査役会および監査役に関する条文の削除、これに伴う条数の変更、文言の整理その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 平成 30 年 6 月 21 日

定款変更の効力発生日 : 平成 30 年 6 月 21 日

以 上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 取締役会</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) <u>監査役</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(3) 監査役会</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第 5 条～第 1 9 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 2 0 条 当社の取締役は 9 名以内とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 2 1 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 40px;">2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 取締役会</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="padding-left: 80px;">(削 除)</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第 5 条～第 1 9 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 2 0 条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、9 名以内とする。</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 2 1 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役と区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">2. (現行どおり)</p>

<p>数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第23条～第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役全員の同意</p>	<p>3. (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第23条～第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるとき</p>
---	--

があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(新 設)

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

2. 前条第2項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令

は、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第27条 (現行どおり)

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

2. (現行どおり)

(取締役会規則)

第29条 (現行どおり)

<p>または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第29条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任軽減)</p> <p><u>第30条</u> (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p><u>(員数)</u></p> <p><u>第31条</u> 当会社の監査役は4名以内とする。</p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p><u>第32条</u> 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p><u>第33条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p><u>第30条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任軽減)</p> <p><u>第31条</u> (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
--	---

あつた者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条で定める最低責任限度額とする。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第 3 2 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 3 3 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 3 4 条 監査等委員会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員である取締役がこれに記名押印または

<p>(新 設)</p> <p>第6章 計算</p> <p>(営業年度および決算期) 第40条 (条文省略)</p> <p>(剰余金配当の基準日) 第41条 (条文省略)</p> <p>(中間配当の基準日) 第42条 (条文省略)</p> <p>(配当の除斥期間) 第43条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>電子署名する。</u></p> <p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p><u>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第6章 計算</p> <p>(営業年度および決算期) 第36条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金配当の基準日) 第37条 (現行どおり)</p> <p>(中間配当の基準日) 第38条 (現行どおり)</p> <p>(配当の除斥期間) 第39条 (現行どおり)</p> <p>第7章 附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 当社は、第33期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
--	---

以 上